

実施要綱等に関する質問への回答一覧表

NO.	書類の名称	該当箇所		質問内容	回答	
		ページ	項番			項目
1	閲覧資料			閲覧資料	滝沢浄水場更新整備等事業実施方針に関する質問に対する回答No130において「土石流危険区域に該当しており、資料は資料閲覧の期間に可能な範囲で提示します。」とありますが、閲覧資料において該当資料が見たりませんでした。土石流危険区域についての詳細をご提示願います。	別途、提示します。
2	閲覧資料			閲覧資料	閲覧資料における急速系図面の13.配水池構造図、14.配水池配筋図、15.配水池換気室構造図は緩速3号配水池の図面と考えられます。そのような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	閲覧資料			滝沢浄水場平面図(複写)	配管の埋設図等は開示していただいておりますが、施工前においての配管・計装関係の位置確認におきまして立会い願えると考えて宜しいでしょうか。	立会います。
4	会津若松市水道部公告第17号	8	7. (3) 2)	浄水場運転管理及び送配水施設維持管理等業務委託契約について	「受注者が、・・・契約保証金を免除する。」とありますが、ここでいう受注者とは、今回応募するグループにおける構成員のいずれかという理解でよろしいでしょうか。 また、その場合、3. (2) 2) ③の維持管理に関する要件を満たせば契約保証金は免除されるという理解でよろしいでしょうか。	SPC構成員が7. (3) .2) を満たす場合に限りです。
5	基本協定書 (案)		6条	2項	本事業の入札時に、SPCへの出資予定者である送配水施設維持管理等業務受注者の出資比率を確定させる必要があると思いますが、入札までに十分検討時間が取れるようご配慮いただけますでしょうか。	提案書提出時に確定させる必要はありませんが、実施要綱で示したSPCの設立期日までには確定させて頂く必要があります。
6	基本協定書 (案)		第6条4	出資者保証書	「前項の市の承諾を得た場合でも、〔代表企業名称〕の株式保有割合は100分の50を超えるものとする。また、市内企業の株式保有割合の合計は、100分の30を超えるものとする。」とありますが、市内企業とは、会津若松市水道事業送配水施設維持管理等業務委託の優先交渉権者と当グループの市内企業との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	基本協定書 (案)		7条1項	事業契約	「発注者は、本施設の設計及び建設に係る業務を受注者に・・・請負わせ、」とありますが、実施要綱p.18の7.1事業契約に関する基本的な考えでは、設計及び建設業務については設計企業及び工事企業が市と請負契約を締結することとなり、内容に齟齬があると思われます。 これについては、実施要綱に記載の内容が正しいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	基本協定書 (案)		第7条2項	事業契約	「設計・建設工事請負契約」について「発注者と受注者との間で～締結」とありますが、「受注者」の中の「設計企業及び工事企業」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	基本協定書 (案)		第10条1項	事業契約不調の場合における処理	「送配水施設維持管理等業務受注者」の事情で事業契約の締結に至らなかった場合は、受注者がコントロールできるリスクではないため、市と「浄水場運転管理業務受注者」の間で、浄水場運転管理業務委託契約のみを締結できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	基本協定書 (案)		第10条第2項	事業契約不調の場合における処理	「受注者の責めに帰すべき事由により・・・損害賠償額として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。」とありますが、送配水施設維持管理等業務受注者とSPC設立に関する協議が整わず契約に至らなかった場合は受注者の責めに帰すべき事由に該当しないという理解でよろしいでしょうか。	契約に至らなかった理由により判断します。
11	基本協定書 (案)		10条	2項	「受注者の責めに帰すべき事由」では非常に曖昧且つ恣意的な判断が入ってしまう可能性がありますので、具体的に明示いただけませんか(独禁法違反、反社勢力関係等)。	契約協議で決定します。
12	基本協定書 (案)		第13条	2	「前項の規定にかかわらず、第11条(秘密保持)の規定の効力は、本協定の有効期間満了後も存続する。」とありますが、浄水場運転管理及び送配水施設維持管理等業務に関する基本契約書(案)の第10条2項では、「前項の規定にかかわらず、第9条(秘密保持)の規定の効力は、本契約の有効期間満了後5年間に限り存続する。」とあります。有効期間満了後5年間に限り存続するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	基本協定書 (案)		第14条	準拠法及び裁判管轄	専属管轄裁判所の指定は支部についてはできませんので、「福島地方裁判所」としていただけますよう、お願いいたします。	契約時に修正します。
14	技術提案様式集	2	(1)-1	事業実施計画	「3.維持管理期間の運営方法」とありますが、これについては送配水維持管理業務に関する提案は求めないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	技術提案様式集	4	(1)-1-②	事業実施計画② 構成員役割分担表	様式(1)-1-②で記入が求められています出資については、受注後のSPC設立にあたり送配水維持管理受注者と協議が必要であるため、ここで記入する内容については、あくまで予定であるという理解でよろしいでしょうか。	具体的提案は、送配水維持管理受注者を除いた提案としてください。
16	技術提案様式集	4	第53条 (2)	様式 (1) - 1 - ②	構成員役割表で維持管理企業が抜けていますが、すべての構成員を記載すると考えてよろしいでしょうか。また、役割の名称に関しては適宜変更してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	技術提案様式集	5	(1)-1-③	事業実施体制③ 運転管理業務の実施を担う者の実績	1社あたり、A4版2ページ以内(最大6件)と理解してよろしいでしょうか。	1グループあたりとします。
18	技術提案様式集	5	様式(1)-1-③ 事業実施体制③-運転管理業務の実施を担う者の実績-		浄水場運転管理業務の第三者委託の実績とは、運用開始後の実績と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	技術提案様式集	6	(1)-1-④	事業実施体制④ 構成員の実績	1社あたり、A4版2ページ以内(最大6件)と理解してよろしいでしょうか。	1グループあたりとします。
20	技術提案様式集	16	様式(2)-1-①~⑥	水収支計算書	各浄水場の水収支計算書を作成するに当たり、計算条件(月別平均運転時の取水量、配水量、水温、原水濁度、pH、SS換算係数)をご提示ください。	可能な範囲で別途提示します。
21	技術提案様式集	17	(2)-1-②~⑥	水収支計算書	水収支計算書を作成するための諸条件をご教示願います。(設備容量計算書、フローシート、設備運転実績(各設備の逆洗頻度・逆洗水量、水質計器排水、オーバーフロー水量、排水量、洗浄排水量、循環水量、循環率、濃縮槽流入水量・濃度・引抜濃度、投入汚泥量、ケーキ含水率・水分量など)をご教示いただけない場合は、様式(2)-1-②~⑥の既存浄水場に関わる水収支計算書の作成は不可能であるため、提出は不要とさせていただきますようお願いいたします。	可能な範囲で別途提示します。なお様式については後日、修正版で提示します。
22	技術提案様式集	25	(2)-4	建築施設計画書	「なお、5~8については根拠を示しながら…」とありますが、5~7の誤りとの理解でよろしいでしょうか。	後日、修正版を提示します。
23	技術提案様式集	31	(2)-7	電気計装設備、監視制御設備計画(滝沢浄水場(更新))	「3-3既存施設の信号(状態や計測値)の取り込み方法について」とありますが、滝沢浄水場以外の既存施設は移設対象施設であるため、信号の取り込みは原則無いものと考えます。したがって本項目は記載不要と理解しますがよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
24	技術提案様式集	42	(4)-2-①~⑥	点検リスト	それぞれ枚数制限がありますが、必要に応じ枚数制限を超えてもよろしいでしょうか。	指定枚数のとおりです。
25	技術提案様式集	50	(4)-4-①~⑥	修繕リスト	それぞれ枚数制限がありますが、必要に応じ枚数制限を超えてもよろしいでしょうか。	指定枚数のとおりです。
26	技術提案様式集	60	(5)-3-①~④	点検リスト	それぞれ枚数制限がありますが、必要に応じ枚数制限を超えてもよろしいでしょうか。	指定枚数のとおりです。
27	技術提案様式集	65	(5)-5	運転管理体制(全施設)	配置予定従事者全員の経歴を記載することになっていますが、現提案段階においてすべての従事者を決定することは困難であり、また地元の新規採用も不可能となります。そのため経歴を記載する対象者は、受託水道業務技術管理者、責任者および副責任者のみとしていただけませんか。	業務要求水準書に基づき、記載できる範囲で記載して下さい。
28	技術提案様式集	84	(8)-1	設計及び工事費用計画A	A4版1ページ以内とありますが、必要に応じ複数ページとしてもよろしいでしょうか。	指定枚数のとおりです。
29	技術提案様式集	85	(8)-2	設計及び工事費用計画B	A4版1ページ以内とありますが、必要に応じ複数ページとしてもよろしいでしょうか。	指定枚数のとおりです。
30	技術提案様式集	86	様式(8)-3-①~⑥		様式(8)-3-①~⑥に関して、維持管理業務は一連の業務として実施するため、浄水場毎に作成するのは困難と考えます。個別計上が困難な項目に関しては①~⑥を一体として作成するなど、任意に変更してもよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
31	技術提案様式集	86	様式(8)-3-①~⑥		様式(8)-3-①~⑥その他の費用・浄水場運転管理業務に係る保険料等とありますが、保険料等は、様式(8)-3-⑧ 維持管理費用計画・SPC一般管理費・保険料で計上することで宜しいでしょうか。	保険料は様式(8)-3-⑧で計上していただいてかまいません。
32	技術提案様式集	86	(8)-3①~⑦	維持管理費用計画A~G	A3版1ページ以内とありますが、必要に応じ複数ページとしてもよろしいでしょうか。	指定枚数のとおりです。
33	技術提案様式集	93	様式(8)-3-⑧	維持管理費用計画	様式(8)-3-⑧ 維持管理費用計画に関して、「様式(1)-4-①(注7) SPC一般管理費、資金計画等のSPCとしての事業計画に関する項目は、浄水場維持管理業務の範囲内で想定して記入して下さい。」と記載されており、会津若松市水道事業送配水施設維持管理等業務委託に要するSPCの費用は含まないとの理解で宜しいでしょうか。 また、A4版1ページ以内と記述がありますが、19年分の記述が必要なためA3版でも宜しいでしょうか。	A3版1ページ以内とします。 後日、修正版を提示します。
34	技術提案様式集	94	(8)-4	事業費総括表	対象施設の維持管理に係る費用見積額は、様式(8)-3-①~⑦までの総合計額、つまり様式(8)-3-⑧は除く、という理解でよろしいでしょうか。 また、この場合、様式(8)-3-⑧におけるSPC一般管理費等については、受注後の事業契約締結時における協議事項となり、市とSPCの間の契約金額は、①対象施設の維持管理に係る費用見積額、②SPC一般管理費、③送配水維持管理業務における受注者の提案金額の合計値という理解でよろしいでしょうか。	様式(8)-3-⑧を含めた合計額としてください。
35	業務要求水準書	2	第1章 2.5.1(1)1)	1.新設対象施設	新設導水管布設位置は、市殿の用地購入、借地も含めた提案と考えて宜しいでしょうか。	新設導水管の施工は、現有用地内での施工を考えている。
36	業務要求水準書	2	3.撤去対象施設	3-1 急速ろ過施設 他	解体時に薬剤及び薬品の残置は発生しますか。その際どの程度の数量を見込めばよいのか御教ください。	事業者提案とします。
37	業務要求水準書	6	2.5.1(2)4)	対象施設	六軒浄水場 予備の集水井は使用する予定はないとのことですが、維持を考慮した点検、調査をする必要はありますか。また、廃止と記載されている施設に関しては、維持管理は不要と考えてよろしいでしょうか。	予備および廃止の設備についても管理が必要です。 (除草、フェンス点検等)
38	業務要求水準書	8	2.6.4	滝沢浄水場の立地条件	浄水場内においても工事期間及び維持管理期間を通じて浄水場に隣接する区域の規制値を遵守すること、との記載がありますが、ここでいう「浄水場内」とは敷地境界、ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	業務要求水準書	9	第1章 2.6.4	表1 浄水場の立地条件	汚水排水及び雨水排水放流先を別紙4に示していただいております。本放流先のレベル、排水可能量をご教示願います。	放流先のレベルは着手前調査でご確認をお願いします。 排水量は別途、提示します。
40	業務要求水準書	9	第1章 2.8	事業期間	「基本契約締結の日から平成45年3月31日までを事業期間とする」とありますが、ここでいう基本契約とはどの契約を示しているのでしょうか。	基本協定書を示します。

実施要綱等に関する質問への回答一覧表

NO.	書類の名称	該当箇所			質問内容	回答
		ページ	項番	項目		
41	業務要求水準書	10	第1章 2.8.1	事業スケジュール	設計及び工事期間は平成26年4月～平成30年3月（4年間）となっておりますが、撤去対象施設撤去後の跡地を有効利用して環境対策施設を設置する提案を行う場合、平成30年3月までに施設の撤去を行い、平成30年4月以降に速やかに環境対策施設を設置することも可能でしょうか。	設計及び工事期間は平成30年3月までとします。
42	業務要求水準書	10	第1章 2.8.2	遵守すべき関係法令等	「⑩その他関連法令及び条例等」とありますが、想定されている法令や条例がございましたらご教示ください。	想定している法令や条例はありませんので、事業者にてご検討下さい。
43	業務要求水準書	10	第1章 2.8.2 (2)、(3)	(2) 指針及び各種基準等 (3) 仕様書等	「その時点において最新版を適用する」とありますが、ここでいうその時点とは提案書提出時であり、その後指針等が変更されたことに起因する追加費用等については、実施要綱別紙1のリスク分担表法制度に準拠し、民間事業者の負担ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	業務要求水準書	12	第1章 4.1	用語の定義	基本契約書（案）とありますが、これは事業契約書（案）と理解してよろしいでしょうか。また、その場合、浄水場運転管理業務及び送配水維持管理業務等委託契約書（案）では用語に関する定義がないため、定義集を別紙で追記いただくよう検討をお願い致します。	前段：ご理解のとおりです。 後段：契約時に修正します。
45	業務要求水準書	12	4. 基本事項 4.1用語の定義 ③修繕	③初期の状態又は支障の無い状態まで回復させること	『③初期の状態』とありますが、これは、いつの時点を指すのでしょうか。『支障の無い状態』とありますが、これは事業者判断で宜しいでしょうか。	初期状態とは、設置当初の状態、支障の無い状態は双方協議する必要があります。
46	業務要求水準書	13	第1章 4.3(4)	本事業期間終了時における本施設の状態	「事業期間終了後1年以内にこれらの構造物が・・・事業者は自らの費用負担にて修繕を行うものとする」とありますが、構造物のみでなく機械・電気設備についても同様に性能を下回った場合は事業者の費用負担にて修繕を行うものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	業務要求水準書	13	第1章 4.3(1)	処理水量 表3 滝沢浄水場の処理能力	「計画1日最大配水量が27,000m3」とありますが、これは「計画1日最大浄水量が27,000m3」と読み替えてよろしいでしょうか。	計画1日最大配水量が27000m3/日です。
48	業務要求水準書	14	第2章 1.2	表6 対象施設及び業務範囲	既存施設の非破壊検査で、補修補強で流用可と判断して提案し、受託後の詳細調査の結果、不可になった場合のリスクは市殿の負担と判断して宜しいでしょうか。	事業者の負担とします。
49	業務要求水準書	14	1.2	対象施設及び業務範囲	表6 対象施設及び業務範囲に取水口は含まれていませんので、施設整備は対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	業務要求水準書	16	第2章 2.1(1)	本業務の内容	「滝沢浄水場の用地測量は、本市にて実施済」とあります。測量図の公表をお願いいたします。	別途、提示します。
51	業務要求水準書	16	第2章 2.2	設計業務	「2.2設計業務」とありますが、要求水準書p.7 2.5.2対象業務では②詳細設計業務とあります。市・民間事業者間の理解の齟齬をなくすため、文言等の統一をお願い致します。	業務要求水準書のとおりです。 (設計業務には必要な申請書類の作成も含まれません。)
52	業務要求水準書	17	2.2 (1) 表8	設計条件	工事期間中の配水量は記載がありますが、工事期間中の貯水量・配水池容量に規定はない、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	業務要求水準書	17	2.2 (1) 表9	施設概要	対象施設「管理棟」の施設概要欄に「放射性物質分析室（ゲルマニウム検出器設置、・・・）」と記載されていますが、県が費用負担するゲルマニウム検出器の機器重量は大きいと思われる。機器の荷重条件をご教示いただけないでしょうか。	別途、提示します。
54	業務要求水準書	17	第2章 2.2(1)	表8 設計条件 取水水量（現状）	10月および11月の水利権水量が抜けていると思われるので、ご提示願います。	10月、11月ともに51,408m ³ /日です。
55	業務要求水準書	17	第2章 2.2(1)	表8 設計条件 工事期間中の配水量	「滝沢浄水場更新時（工事期間）に確保する配水量は35,300m3/日とする」とありますが、これは適切な維持管理が行われれば急速ろ過系のみでこの配水量を確保できると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	業務要求水準書	17	第2章 2.2(1)	表9 施設概要	排水池や送水ポンプ室につきましても管理棟同様に他施設と同一棟とするなど事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
57	業務要求水準書	17	第2章 2.2(1)	表9 施設概要 管理棟	管理棟の所要室として、事務室（本市用）、放射性物質分析室とあります。これらの室の水道光熱費は、事務室（本市用）は会津若松市殿の負担、放射性物質分析室は福島県殿の負担との理解でよろしいでしょうか。又、その場合子メーターを設置し、費用を算出することと考えてよろしいでしょうか。	福島県負担は、機器（ゲルマニウム検出器及びパソコンプリンター）、労務費のみです。その他は事業者負担となります。なお、光熱水費については、事務室（本市用）は事業者、放射性物質分析室は市が負担します。
58	業務要求水準書	17	第2章 2.2(1)	表9 施設概要 管理棟	管理棟の所要室として、放射性物質分析室とあります。ここに記載のゲルマニウム検出器および別紙10に記載のパソコン、実験台、機器収納、下駄箱、流し台はすべて会津若松市殿または福島県殿にて設置されるの理解でよろしいでしょうか。	福島県負担は、機器（ゲルマニウム検出器及びパソコンプリンター）、労務費のみです。その他は事業者負担となります。
59	業務要求水準書	17	第2章 2.2(1)	表9 施設概要 管理棟	管理棟の所要室として、事務室（本市用）、放射性物質分析室とあります。これらの室の室内仕上げおよびこれらの室に必要な建築電気設備・建築機械設備があればご教示ください。又ご指示のあった内容以外は事業者提案によるの理解でよろしいでしょうか。	後日、修正版で提示します。
60	業務要求水準書	17	表8 設計条件	計画配水量	・滝沢浄水場、東山浄水場、大戸浄水場、六軒浄水場、強清浄水場における、時間最大配水量もしくは時間係数をご提示いただけますでしょうか。	資料閲覧で提示済みです。
61	業務要求水準書	17	表9 施設概要	管理棟	・「その他更衣室等」とありますが、「等」の具体的な事項があれば、ご提示して頂けますでしょうか。 ・更衣室は、水道職員専用として確保する必要はあるのでしょうか。 ・更衣室を利用する職員数をご提示して頂けますでしょうか。	・「等」の具体案はありません。 ・水道職員専用の更衣室が必要です。 ・職員数は現在5名です。
62	業務要求水準書	17	2.2表8	工事期間中の配水量	工事期間に確保する配水量は35,300m3/日とありますが、浄水施設を膜ろ過施設に切替後の建設工事期間中は、配水量は27,000m3/日でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	業務要求水準書	18	第2章 2.2(2)②	設計共通事項	「コンクリート構造物（雨水排水用の柵等は除く）の水槽内面は防水防食塗装を行うものとする。」とありますが、これは構造物を新設する場合だけでなく、既存施設を流用する場合においても同様との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	業務要求水準書	18	第2章 2.2(2)③	設計共通事項	「コンクリート構造物等（水槽構造物を含む）の地上部の外壁は塗装（建築構造物は除く）を施すこと。」とありますが、これは構造物を新設する場合だけでなく、既存施設を流用する場合においても同様との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	業務要求水準書	18	第2章 2.2(2)⑥	設計共通項目	「騒音及び振動が発生する機器は基本的に屋内設置とし、住居が近接していることに十分考慮した対策を行うこと。」とあります。屋内設置しない機器につきましては適切に騒音・振動に対する防止措置を実施するなど事業者提案と考えてよろしいでしょうか。また、P.9表1に記載の騒音・振動レベルをクリアできれば問題ないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	業務要求水準書	18	第2章 2.2(2)⑧	設計共通項目	「全ての槽の水位が現場だけでなく中央監視室で監視できること。」とありますが、浄水処理水槽の監視と考えてよろしいでしょうか（床排水ビットや排水槽は除くと考えてよろしいでしょうか）。また、電極式レベル計などによる監視でも問題ないでしょうか。	業務要求水準書のとおりです。
67	業務要求水準書	18	(2) 設計共通事項	⑤トラックスケール	・トラックスケールは、事業者が維持管理上必要とする仕様・容量との解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	業務要求水準書	18	(3)	導水施設設計	「①戸ノ口堰第三発電所放水路途中から整備を行う滝沢浄水場まで導水するための施設（管路）を新設すること」となっていますので、新設導水管の取水口側接続は、既設管と考えてよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
69	業務要求水準書	18	(2)設計共通事項	⑤場内にトラックスケールを設置する。	『⑤場内にトラックスケールを設置する。』とありますが、これは、天日乾燥床で乾燥した浄水汚泥の計量に使うものと想定して1台で構わないのでしょうか？また、当該トラックスケールの設置時期は、新設浄水施設稼働までに設置すればよいと解釈しても構わないでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	業務要求水準書	18	2.2設計業務 (2)設計共通事項 ⑤トラックスケール	⑤トラックスケールを設置する	『⑤トラックスケールを設置すること』とありますが、トラックスケールの耐用重量は事業者側における維持管理業務を前提として算出して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	業務要求水準書	19	第2章 2.2(4)3	粉末活性炭接触設備設計	③貯蔵設備は平均注入量の10日分の容量とありますが、原水水質と実態の運用方法から考慮すると10日分の容量は過剰と考えられるため、この容量については事業者提案としてよろしいでしょうか。	業務要求水準書のとおりです。
72	業務要求水準書	19	第2章 2.2(4)3③	粉末活性炭接触設備設計	「貯蔵設備は1基で良いが、平均注入量の10日の容量を有すること。」とありますが、貯蔵倉庫などで問題ないと考えてよろしいでしょうか。	業務要求水準書のとおりです。
73	業務要求水準書	19	第2章 2.2(4)3⑦	粉末活性炭接触設備設計	「粉末活性炭の十分な混和及び接触が、攪拌機を使用しなくても得られる構造とし、洗浄、排水に必要な設備を設けること。」とありますが、活性炭を十分に混和するためには攪拌機の設置が得策と考えます。攪拌機の設置有無につきましては事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	業務要求水準書のとおりです。
74	業務要求水準書	19	第2章 2.2(4)3⑧	粉末活性炭接触設備設計	「粉末活性炭注入機が目詰まりを起こさないような機材を採用すること。」とありますが、目詰まりを起こさないよう洗浄機構を設けるなど、注入設備全体として目詰まりがないものと読みかえてよろしいでしょうか。	業務要求水準書のとおりです。
75	業務要求水準書	19	(4) 2)	前処理設備設計 ①	・「原水濁度異常を監視（目視）出来るよう・・・対策を行い」とありますが、監視（目視）場所は、普通沈澱池でなくて、基本的に前処理段階で監視可能であれば宜しいでしょうか。	業務要求水準書のとおりです。
76	業務要求水準書	20	2.2 (5)	送水施設設計	八幡系送水ポンプのウォーターハンマーの計算を行うに当たり、送水管の縦断図を開示ください。	可能な範囲で別途、提示します。
77	業務要求水準書	20	第2章 2.2(5)	送水施設設計	「八幡配水池（諸元は表10を参照）に送水するための送水ポンプ設備の設計を行うこと。」とあります。仕様決定（フライホイール仕様：ウォーターハンマー検討）のため、送水管延長や送水管縦断図などご提示いただきたく思います。また、既設送水管の口径はφ250で問題ありませんでしょうか。	可能な範囲で別途、提示します。
78	業務要求水準書	20	-5	送水施設設計	・現況施設でウォーターハンマー対策を講じられているのであれば、同対策の機器仕様、並びに機器仕様決定の計算書等を御開示して戴けますでしょうか。 ・また、場内の送水管ルートは提示されていますが、浄水場から配水池までの送水管ルート・管径、材質、並びに送水管縦断図を御開示して頂けますでしょうか。（ウォーターハンマーの発生有無確認の為）	可能な範囲で別途、提示します。

実施要綱等に関する質問への回答一覧表

NO.	書類の名称	該当箇所			質問内容	回答
		ページ	項番	項目		
79	業務要求水準書	20	第2章 2.2(6)	貯水施設設計	浄水場全体の貯留量と配水地容量が時間で示されていますが、具体的な水量でお示しいただきたくお願いします。	業務要求水準書のとおりです。
80	業務要求水準書	20	2.2(6)①	貯水施設設計	貯留量の考え方として、配水量の12時間（又は8時間）とは、1日平均配水量21,250m ³ /日の12時間（又は8時間）と考えてよろしいでしょうか。	業務要求水準書のとおりです。
81	業務要求水準書	21	(7) 電気計装設備設計		④運転操作設備 「(イ)コントロールセンタはJEM-1195 に準拠のこと。また、制御電源方式は原則個別電源方式とすること。」とありますが、コントロールセンタの適用可否は、提案者の判断と理解して宜しいでしょうか。	業務要求水準書のとおりです。
82	業務要求水準書	21	第2章 2.2(7)1)④	電気計装設備設計 運転操作設備	運転操作設備は以下を踏まえて設計することとあり、(ア)配電盤と(イ)コントロールセンターとありますが、(ア)または(イ)についての選定は事業者提案と考えるとよろしいでしょうか。	業務要求水準書のとおりです。
83	業務要求水準書	21	第2章 2.2(7)1)②(イ)	電気計装設備設計 受変電設備	「使用電圧は、原則として高圧6kV、低圧400V、200V、100V とする。」とありますが、この内いずれかを使用するものとしてよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
84	業務要求水準書	21	第2章 2.2(7)1)②(イ)	電気計装設備設計 受変電設備	遮断器の操作用電源として直流電源装置を設けることとなっておりますが、無停電電源装置の交流電源と共用使用することが可能な場合、設置要・不要は事業者提案と考えるとよろしいでしょうか。	業務要求水準書のとおりです。
85	業務要求水準書	21	第2章 2.2(7)1)③(イ)	電気計装設備設計 自家発電設備	「100%負荷（時間最大浄水量（排水処理、送水及び建築付帯設備含む）を浄水でき日常運転管理が可能なこと）の電力供給が可能な自家発電容量とする」とあります。時間最大浄水量とは27,000m ³ を24hで除した数値と考えるとよろしいでしょうか。	1日最大配水量27000m ³ /日対応時の100%負荷とします。
86	業務要求水準書	21	(7) 1)	③自家発電設備	(イ)「100%負荷（時間最大浄水量を・・・）とありますが、時間最大浄水量のご指定はありますか。	1日最大配水量27000m ³ /日対応時の100%負荷とします。
87	業務要求水準書	21	第2章 2.2(7)1)③(イ)	電気計装設備設計 自家発電設備	「燃料タンクは12時間以上の容量を確保すること。」とありますが、時間最大の浄水を行った場合の12時間以上の容量という理解でよろしいでしょうか。	1日最大配水量27000m ³ /日対応時の12時間分とします。
88	業務要求水準書	21	第2章 2.2(7)1)③(イ)	電気計装設備設計 自家発電設備	「燃料は、「地下貯油槽＋燃料小出槽」とすること。」とあります。必要燃料算出したうえで地下貯油槽の要・不要につきましては事業者提案と考えるとよろしいでしょうか。	業務要求水準書のとおりです。
89	業務要求水準書	21	第2章 2.2(7)1)⑤ (イ)、(ロ)、(ハ)	電気計装設備設計 計装設備	配水の濁度、pH、水温について配水池が複数の場合、配水合流管よりサンプリングするものとして良いでしょうか。	各配水池でのサンプリングとしてください。
90	業務要求水準書	21	第2章 2.2(7)1)⑤(イ)	電気計装設備設計 計装設備	色度の測定対象水として、膜ろ過水ではなく配水と考えますがいかがでしょうか。 また、pH、水温について、膜ろ過水を測定対象としている意図をご教示頂けませんか。	ろ過水で異常を検出する方が、迅速な対応を可能とできるためです。
91	業務要求水準書	21	2.2(7)③	自家発電設備	敷地境界での騒音規制値「4.5デシベル以下」は、昼夜間を通じて（24時間）遵守するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	業務要求水準書	22	第2章 2.2(7)1)⑥	中央監視設備（監視制御設備）	表12に電子データの保存ファイルの内容が記載されています。日間ファイルにおける時間ファイルについては、事業者提案とさせていただいてよろしいでしょうか。	業務要求水準書のとおりです。
93	業務要求水準書	23	第2章 2.2(7)1)⑦(イ)	電気計装設備設計	テレメータ（親局）の更新対象とありますが、テレメータ（子局）側の更新も可能と考えるとよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
94	業務要求水準書	23	第2章 2.2(7)1)⑦(イ)	電気計装設備設計	別紙1に赤枠で記載してあります「移設対象及び更新対象施設」は移設のみ行うとの理解でよろしいでしょうか。	移設又は更新の選択については事業者提案とします。
95	業務要求水準書	23	第2章 2.2(7)1)⑦(イ)	電気計装設備設計	場外施設の監視設備における回線（アナログ回線orデジタル回線など）仕様は事業者選定と考えるとよろしいでしょうか。	業務要求水準書のとおりです。
96	業務要求水準書	23	第2章 2.2(7)1)⑦(イ)	電気計装設備設計	場外施設の監視設備における現在お使いの回線情報（回線種別、回線Noなど）をお教示願います。	回線種別は別途、提示します。
97	業務要求水準書	23	第2章 2.2(8)④	場内配管設計	「場内配管はダクタイル鋳鉄管とし…」とありますが、φ75未満の配管についてはダクタイル鋳鉄管以外の配管も使用可能との理解でよろしいでしょうか。	耐震性を有する継手管と同等の性能を有するものであれば可とします。
98	業務要求水準書	23	第2章 2.2(8)⑩	場内配管設計	「埋設バルブ設置部には、基本的に弁室を設けること。」とあります。弁室とは弁きょう等も活用可能と考えるとよろしいでしょうか。	業務要求水準書のとおりです。
99	業務要求水準書	23	(8)	場内配管設計	「①場内配管は全て更新し、可能な限り既設管を撤去すること。」となっておりますが、既存流用可能施設の躯体に埋め込まれている部分の配管は対象外と考えるとよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
100	業務要求水準書	23	(8)	場内配管設計	「⑥躯体貫通部における止水を確保すること。」とありますが、既存流用可能施設は対象外と考えるとよろしいでしょうか。	業務要求水準書のとおりです。
101	業務要求水準書	23	(8)	場内配管設計	緩速3号配水池、急速3号配水池を流用する場合、既設流出バルブは水中にありますので、バルブ等は更新しますが設置位置は現状と同じ水中部としてよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
102	業務要求水準書	24	第2章 2.2(9)①(イ)	管理棟設計 部屋諸元	放射性物質検出器に関わる業務は、本事業の対象外であり、検出機器及び労務費から備品、検査試薬など業務に関わる経費などは対象外という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	業務要求水準書	24	第2章 2.2(9)①(イ)	管理棟設計 部屋諸元	水質計器室は原水、浄水を別室（別棟）とするなど、配置につきましては事業者提案と考えるとよろしいでしょうか。サンプリング水をリアルタイム監視するため、タイムラグがなるべくない機器配置が良いかと考えます。	業務要求水準書のとおりです。
104	業務要求水準書	24	第2章 2.2(10)②	膜ろ過棟設計	「膜ろ過棟は結露を防止できる設備を設けること。」とありますが、結露対策を施すなど事業者提案と考えるとよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
105	業務要求水準書	24	(9)管理棟設計	①部屋諸元	『(カ)見学者用会議室(60名)程度』とあります。一方、38ページのD3行に、留意事項として『③見学者の受け入れ対応可能人数は、一日当たり最大で120人を見込むこととする。』とあります。これは、120名が浄水場内に入れ、居室内に60名確保できれば良いということでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	業務要求水準書	25	2.2(13)4)②	場内の緑化	植栽の伐採制限はありますか。 施設整備計画において、滝沢浄水場の土地の中にある樹木の伐採が必要になった場合、伐採してもよろしいでしょうか。	滝沢浄水場内の植栽について、伐採制限はありません。
107	業務要求水準書	25	第2章 2.2(13)4)⑤	付帯施設設計 場内整備	「本市用及び来客者用の駐輪場、駐車場（15台分）を設けること」とありますが、駐輪場の台数をご教示願います。	駐輪場は10台分とします。
108	業務要求水準書	25	第2章 2.2(13)4)⑤	付帯施設設計 場内整備	「本市用及び来客者用の駐輪場、駐車場（15台分）を設けること」とありますが、駐車場（15台分）は全て普通車用との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	業務要求水準書	25	第2章 2.2(13)5)②	付帯施設設計 雨水排水	「雨水調整池を設置する必要はなく、雨水排水樹接続までを事業範囲とする」とありますが、受託後の調査において放流先能力不足が判明した場合は、市殿のリスクと理解してよろしいでしょうか。	現状では支障が生じていませんので、市のリスクとは考えていません。
110	業務要求水準書	25	第2章 2.2(14)	普通沈殿池設計	「普通沈殿池は、膜ろ過設備の前処理として濁度の低減、高濁度発生時の浄水処理過程における緩衝機能、また粉末活性炭接触池として有効利用が可能と考えられる。よって、以下の要求事項を満足した上で、流用しても良いものとする。」とあります。本沈殿池の要否ならびに流用の有無は事業者提案と考えるとよろしいでしょうか。	業務要求水準書のとおりです。
111	業務要求水準書	25	(13)付帯施設設計	4) 場内整備	「滝沢浄水場内の場内整備を行うこと。」と記載がありますが、これは場内の道路整備・植栽・駐車場(15台分)・駐輪場の整備と考えて宜しいでしょうか。車庫・屋外トイレにつきましては、既存の撤去のみで新設はないと考えて宜しいでしょうか。	事業者提案とします。
112	業務要求水準書	25	(13)4)	場内整備	⑤会津若松市用及び来客者用の駐輪場での駐輪台数は何台程度を確保すれば宜しいでしょうか、ご教示して戴けますでしょうか。	駐輪場は10台分とします。
113	業務要求水準書	25	(14)普通沈殿池、(15)配水池	1)既設構造物流用時の耐震補強設計	『既設構造物を活用する場合は、耐震補強等を行ってから、活用することが前提となると考えられる。』とありますが、既存施設の基礎構造（杭の有無）を資料閲覧で確認しましたが、わかるような資料がございませんでした。基礎構造は、耐震性能を大きく左右するため、基礎構造について御教示ください。	全施設、直接基礎形式です。
114	業務要求水準書	25	(14)普通沈殿池、(15)配水池	1)既設構造物流用時の耐震補強設計	『既設構造物を活用する場合は、耐震補強等を行ってから、活用することが前提となると考えられる。』とありますが、既存施設のうち、普通沈殿池、急速3号配水池について資料閲覧で確認しましたが、配筋が確認できるような資料がございませんでした。配筋図は、耐震性能を照査する上で欠かせませんので、配筋図をご提示いただけますようお願いいたします。 また、配筋図のご提示がない場合、必要な耐震性能を有しているという前提に基づいたご提案を行うという理解でよろしいでしょうか。	別途、提示します。
115	業務要求水準書	25	(15)配水池	1)既設構造物流用時の耐震補強設計	『③池内の防水防食等の改修を行うこと。』とありますが、急速3号配水池内について、既設施設調査の事前打合せ(6月28日)において、配水池内部がわかるような資料はございません。との回答でしたが、流用する場合は、耐震性能を確認後、配水池内面全てを防水防食することと理解して良いということでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	業務要求水準書	26	第2章 2.2(16)	排水処理施設設計	排水処理施設は既設流用可となっておりますが、既設流用の場合、機械および電気設備につきましては更新が必要であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	業務要求水準書	26	第2章 2.2(16)①	排水処理施設設計	「水処理においてはクローズドシステムとすること。」とありますが、雨水や場内排水が混入する恐れのある天日乾燥床の浸透水につきましては雨水排水と同等の扱いとしてよろしいでしょうか。	業務要求水準書のとおりです。 (既存の天日乾燥床は浸透水が生じない構造で

実施要綱等に関する質問への回答一覧表

NO.	書類の名称	該当箇所			質問内容	回答
		ページ	項番	項目		
118	業務要求水準書	26	第2章 2.2(16)③	排水処理施設設計	「クリプトスポリジウム等の原虫類が浄水系の循環により増加しないシステムとすること。〔循環しないシステムとする〕とは、クリプトスポリジウム等の原虫類を不活化する設備を設置するか、設置しない場合は提案する施設でクリプトスポリジウム等の原虫類が循環により増加しないことを確認できるシステムであることを示す。」とあります。クリプトスポリジウム等の原虫類が循環により増加しないことを確認とは、返送水に濁度計など設置し連続監視することが「確認」手段の1つと考えてよろしいでしょうか。加えて月一回の滝沢浄水場水質検査時に合わせ、返送水のクリプト指標菌を検査し、確認するものと考えてよろしいでしょうか。	業務要求水準書のとおりです。
119	業務要求水準書	26	第2章 2.2(16)④	排水処理施設設計	「既設を流用する場合には耐震補修補強を行うこと」とありますが、この場合、「重要度をランクA1、レベル1地震動に対して耐震性能1、レベル2地震動に対して耐震性能2を満足する耐震補強を行うこと。」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。(浄水、排水、送水施設はランクA1とします。)
120	業務要求水準書	26	第2章 2.2(16)④	排水処理施設設計	「既設を流用する場合には耐震補修補強を行うこと」とありますが、既設を流用する場合にも水槽内の防水防食等を行う必要があるとの理解でよろしいでしょうか。又、その仕様はP18 2.2 (2) ②に記載の仕様との理解でよろしいでしょうか。	業務要求水準書のとおりです。
121	業務要求水準書	26	第2章 2.2(16)④	排水処理施設設計	「既設を流用する場合には耐震補修補強を行うこと」とありますが、既設を流用する場合にも地上部の外壁は塗装を行う必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	業務要求水準書	26	第2章 2.2(17)1)②	乾燥処理施設(天日乾燥床、汚泥ケーキ乾燥棟)設計 天日乾燥床流用時の耐震補強設計	「重要度をランクB、レベル1地震動に対して耐震性能2、レベル2地震動に対して速やかな復旧ができるよう配慮されていることを満足する耐震補強を行うこと。」とありますが、既存施設を活用せず新設する場合も同様に「重要度をランクB、レベル1地震動に対して耐震性能2、レベル2地震動に対して速やかな復旧ができるよう配慮されていることを満足する」とことと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。(乾燥処理施設はランクBとします。)
123	業務要求水準書	27	第2章 2.4	国庫補助金申請等業務	補助金申請等に伴い作成する資料について、具体的に内容をご教示ください。	設計図面 事業費を示す資料等が考えられますが、国及び県の指示によります。
124	業務要求水準書	27	第2章 2.4	国庫補助金申請等業務	国庫補助金申請等業務とありますが、申請の主体者は会津若松市であり、事業者は申請に関する補助業務という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	業務要求水準書	27	2.2 設計業務	(18)撤去設計	「撤去品については出来る限りリサイクルを行なうものとする。」と記載されておりますが、躯体の撤去ガラも場内でクラッシングし、再生骨材として利用可能(埋戻し含む)と考えて宜しいでしょうか。	事業者提案とします。
126	業務要求水準書	29	第2章 2.5(2)3)①	工事範囲	導水管の位置は、提案をもとに、市と協議して決定すると記載がありますが、協議により、敷設位置が変更となった場合のリスクは市殿の負担との理解でよろしいでしょうか。	変更理由が市に帰する場合は市、事業者に帰する場合は事業者のリスクとします。
127	業務要求水準書	29	第2章 2.5(2)3)②	工事範囲	送水管の位置は、提案をもとに、市と協議して決定すると記載がありますが、協議により、接続位置が変更となった場合のリスクは市殿の負担との理解でよろしいでしょうか。	変更理由が市に帰する場合は市、事業者に帰する場合は事業者のリスクとします。
128	業務要求水準書	29	第2章 2.5(2)8)	工事期間中の対応	「・・・工事監理を行うこと。」とありますが、実施要綱別紙1リスク分担表の工事監理にて工事監理に関するものは市が主負担と明記されており、いずれかが誤記と思われます。工事監理については、市若しくは事業者のいずれが行うのかご教示下さい。	実施要綱にあわせて、事業者は工事現場管理を行っていただきます。後日、修正版を提示します。
129	業務要求水準書	29	3)	工事範囲	既設送水管、配水管の管種をご教示ください。	要求水準書別紙 別紙1工事区域図に示したとおりです。
130	業務要求水準書	29	9) 環境対策	⑥周辺の景観に配慮すること	『⑤周辺の景観に配慮すること。』とありますが、現状、配水池の上部には芝が植わっております。これらを構造物撤去前に丁寧に剥がして再利用することは可能でしょうか。	事業者提案とします。
131	業務要求水準書	31	第2章 3.1(3)2)	前提条件 事業者が使用できる備品	各事業場所において、駐車スペースは無償貸与いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	業務要求水準書	31	第2章 3.1(3)2)	前提条件 事業者が使用できる備品	「事業者が使用できる備品(別紙12参照)・・・」で掲示されている備品の内、水質検査及びその関連機器(特にガスクロマトグラフ質量分析計、イオンクロマトグラフ等大型機器)の現在の使用状況をご教示ください。また、これら機器の貸与を受けた場合、耐用年数等の経過により使用に耐えなくなったときには除却(廃棄)処分との理解でよろしいでしょうか。	前段: 別途、提示します。 後段: 使用できる備品については、耐用年数が経過し使用できなくなった場合は、水道部で廃棄し新規購入等はしません。
133	業務要求水準書	32	第2章 3.2.1(2)⑥	運転管理業務 本事業の実施に当たっての留意事項	既設のテレメーター・電話回線等運転管理の通信回線について、事業者が負担すべき回線項目、種類および費用実績をご教示願います。	回線種別は別途、提示します。
134	業務要求水準書	32	第2章 3.2.1(2)⑥	運転管理業務 本事業の実施に当たっての留意事項	テレメーター・電話回線等の必要な通信の調達として、現在ご使用されている回線を再使用することもよいと考えてよろしいでしょうか。	テレメータについては、再使用可能ですが電話回線については一部(機械警備等)については可能です。
135	業務要求水準書	32	第2章 3.2.2(1)	保守点検業務 本業務の内容	滝沢浄水場(更新)施設と既存施設(滝沢浄水場(既設)、東山浄水場、大戸浄水場、六軒浄水場、強清水上水施設)の点検頻度、回数、点検範囲などは、事業者提案に基づくという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	業務要求水準書	32	第2章 3.2.2(2)②	保守点検業務 本業務の実施に当たっての留意事項	「機能劣化や設備故障の発生前に補修や修繕を行うこと。」とありますが、修繕は3.3.1および3.4.2に明記されているため、こちらを参照するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
137	業務要求水準書	32	第2章 3.2.2(2)⑦	保守点検業務 本業務の実施に当たっての留意事項	「電気主任技術者業務を含めて、事業者にて対応すること」とありますが、SPCは自家用電気工作物に関する「みなし設置者」という理解でよろしいでしょうか。その場合、電気主任技術者業務をSPCから保安協会等へ委託することは可能との理解でよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
138	業務要求水準書	34	第2章 3.2.3(1)2)	表14 水質検査項目、頻度及び方法	水質管理目標設定項目No.(60)亜塩素酸、(62)二酸化塩素の検査について、「二酸化塩素を使用していない場合には不要とする。」と注記されていますが、二酸化塩素を使用している給水栓の場所をご教示願います。	現状では使用しておりません。
139	業務要求水準書	34	第2章 3.2.3(1)2)	表14 水質検査項目、頻度及び方法	水質管理目標設定項目No.(88)放射性物質の検査については貴市および福島県様が実施する項目と考えられるため、SPCが検査する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	業務要求水準書	35	第2章 3.2.3(2)1)	本業務の実施に当たっての留意事項 ろ過水の保管	「ろ過水については、1日1回20ℓを採水し、14日間冷暗所保存を行うこと」とありますが、これは現状の運用と同様、膜ろ過施設でない浄水場のろ過水のみという理解でよろしいでしょうか。	強清水浄水場施設の冬季間のみ不要とします。
141	業務要求水準書	35	第2章 3.2.3(2)3)	本業務の実施に当たっての留意事項 水質検査計画の策定	「ろ過水については、1日1回20ℓを採水し、14日間冷暗所保存を行うこと。」とありますが、室内の気温の上がらない暗所に保管することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	業務要求水準書	36	3.2.3 (2) 4)	毒物検知装置の監視	毒物検知装置による監視の対象施設をご教示ください。	強清水浄水場施設は設置されていません。(水源が建屋内であるため必要ではない。)
143	業務要求水準書	38	3.2.8 (2)	汚泥運搬及び処分業務	「汚泥の有効利用が困難な場合は、産業廃棄物として、事業者の責任により適切に処分すること」とありますが、民間事業者の責任範囲は、「産業廃棄物処理業者の確保」および「産業廃棄物処分費用の支払い」であり、契約は市がされるという認識で変更ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	業務要求水準書	38	第2章 3.2.8(2)	汚泥運搬及び処分業務 本業務の実施に当たっての留意事項	産業廃棄物としての排出者責任については、実施方針に関する質問に対する回答No.63のとおりと考えておりますが、この理解に間違いはありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
145	業務要求水準書	38	3.2.8 (2)	汚泥運搬及び処分業務	汚泥の有効利用が困難な場合の産業廃棄物の処分については、排出事業者は事業者(SPC)となるのでしょうかそれとも市となるのでしょうか。	排出事業者は会津若松市水道部です。
146	業務要求水準書	40	第2章 3.2.11(2)②	防犯業務 本業務の実施に当たっての留意事項	「防犯業務(警備業務含む)」とありますが、警備業務を含むとは具体的にどのようなことをイメージされていますでしょうか。ご主旨をご教示願います。また実施方針に関する質問回答No.65より、SPCに警備業の認定は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	現在東山浄水場・大戸浄水場については警備会社にて機械警備を行っています。なお警備業認定は必要ありません。
147	業務要求水準書	40	3.2.11防犯業務	(2) 本業務の実施に当たっての留意事項	『②構内のITVカメラ、赤外線センサー、拡声器などの侵入監視設備を設置し、24時間監視を可能とすること。』とありますが、監視担当者個人に24時間情報が伝達することを指すのか、それとも、中央監視室に防犯情報が24時間伝達されれば良いということでしょうか。どちらでしょうか。御教示下さい。	事業者提案とします。 ただし、中央監視室への情報伝達は必須です。
148	業務要求水準書	41	第2章 3.2.13(2)③	住民対応業務 本業務の実施に当たっての留意事項	「・・・必要に応じて適切な対応策を講じること」とありますが、その対応については実施要綱別紙1のリスク分担表によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
149	業務要求水準書	41	3. 2. 1 4 (2) ①	事業終了時の引継ぎ業務	『事業期間終了時に対象施設が・・・』において、「事業期間終了後1年以内に更新を要することのない状態で本市に引渡すこと。」と記載されていますが、この場合の「1年以内に更新を要することのない状態」の判断の基準をご教示願います。	判断の基準は「1年以内に更新を要することのない状態」です。

実施要綱等に関する質問への回答一覧表

NO.	書類の名称	該当箇所			質問内容	回答	
		ページ	項番	項目			
150	業務要求水準書	42	3. 4. 2 (2) ①	修繕業務 (既存施設)	『①事業期間内において劣化の生じた・・・』において、業務開始から既に想定される耐用年数を超えている設備の補修工事及び修繕について、50万円以下の工事は事業者で行うものかご教示願います。	事業者の範囲に含みます。	
151	業務要求水準書	42	3. 4. 2 (2) ①	修繕業務 (既存施設)	『①事業期間内において劣化の生じた・・・』において、「本業務には、事業終了時における施設の原状回復のための補修を含む」と記載されていますが、この場合の「原状」とは、どのような状態を示すのかご教示願います。	原状とは、業務委託開始時です。	
152	業務要求水準書	42	3.4.2	修繕業務 (既存施設)	50万円以下の修繕・補修工事はSPCで行うことになるため、提案価格に含まれるものですが、4月と6月の2回の現地見学でその内容を把握し、見積もるという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、50万円以下の修繕費用については、契約書にて上限を約8,000万円 (19年間) としています。	
153	業務要求水準書別紙	1	別紙1	工事区域図	工事区域図に、既存送水配管への接続可否が記載されています。要求水準書にて接続箇所は事業者提案とし契約後に本市と協議の上決定ともあります。接続箇所を提案する上で、場内配管におけるバルブ、流量計、緊急遮断弁等の口径と位置が分かる図面 (場内配管平衡図) を開示して頂けないでしょうか。また、老朽化により操作不能な弁類等がありましたら、合わせて情報を開示頂けないでしょうか。	開示可能な資料は提示済みです。	
154	業務要求水準書別紙	1	別紙1	工事区域図	現地見学の際確認したところ、特高線が別紙1に記載されている位置よりも東側を通過していると思われま。正確な位置が記載された図面を開示頂けないでしょうか。 場内各所の基準レベルが分かる資料を開示頂けないでしょうか。 場内整備の範囲を明確にするため、敷地境界が記載された図面を開示頂けないでしょうか。閲覧資料に「滝沢浄水場敷地図」がありますが、この図面では敷地境界位置が正確に把握出来ません。	開示可能な資料は提示済みです。	
155	業務要求水準書別紙	1	別紙1	工事区域図	北側からの進入路は、今回の事業範囲に含まれるのでしょうか。含まれる場合、必要な道路巾をご提示下さい。	進入路は事業範囲に含みます。道路巾は事業者提案とします。	
156	業務要求水準書別紙	1	別紙1	工事区域図	北側に隣接する市有地は、工用仮設ヤードとして使用可能であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
157	業務要求水準書別紙	3	別紙3	土質調査結果	地盤の液状化判定結果があればご提示をお願いします。	ありません。	
158	業務要求水準書別紙	10	別紙4	汚水排水及び雨水排水の放流先	雨水排水及び汚水排水について、接続可能深さ (水位) をご教示下さい。	放流先レベルは、着手前調査でご確認をお願いします。	
159	業務要求水準書別紙	12	～13	別紙6	浄水水質要求水準	実証実験) 目標水質および実施方針) 浄水水質と異なる値が設定された水質項目 (濁度, pH, TOC, マガツ) があります。変更された理由をご教示ください。	実証実験に関する質問にはお答えできません。
160	業務要求水準書別紙	12	～13	別紙6	浄水水質要求水準	水質管理目標設定項目において、原水引渡し条件の1/10の値を設定された項目が多くあります。その値は「管理目標値」の1/10程度と非常に高い水質レベルであり、実験でも確認しておりません。そのため、これについてはあくまで水質管理目標値であって、浄水水質要求水準ではないとの理解でよろしいでしょうか。	実証実験に関する質問にはお答えできません。
161	業務要求水準書別紙	12	～13	別紙6	浄水水質要求水準	水質管理目標設定項目において、原水引渡し条件の1/10の値を設定された項目が多くあります。その値は「管理目標値」の1/10程度と非常に高い水質レベルです。また過去原水データがないため処理できるか不明です。そこで、①高レベル設定の理由をご教示願えませんでしょうか。②また「原水引渡し条件」同等の値に変更していただけませんかでしょうか。	現状の浄水水質では浄水水質要求水準を遵守できており、原水にほとんど含まれていない物質であることから、浄水水質要求水準とします。
162	業務要求水準書別紙	17	No. 49	六軒浄水場 原水引渡し条件	「六軒浄水場 原水引渡し条件」でNo. 49色度は、「原水水質参考値 (H14～H23)」の最大値が10.0度に対して、「原水引渡し条件」が20.0度未満と設定されています。この最大値の原水が流入した場合には緩速ろ過のみでは処理不十分となることも考えられますが、間違いありませんでしょうか。10度以上の場合、取水停止も加味した運転管理でよろしいでしょうか。	取水停止を加味した運転とします。	
163	業務要求水準書別紙	23	別紙1 2		別紙1 2 事業者が使用できる備品が記載されておりますが、耐用年数が超過、または、原状回復が出来ない備品に関しては、発注者にて準備頂くとの理解で宜しいでしょうか。	使用できる備品については、耐用年数が経過し使用できなくなった場合は、水道部で廃棄し新規購入等はしません。	
164	実施要綱	7	2. 2. 1 応募者の構成等	(1) ⑥	⑥「～また当該設計業務及び工事の分担に関する協定では、市内業者が分担する業務等は、設計及び建設工事請負代金の100分の20以上相当になるよう努めなければならない。」とありますが、建設 J Vにおける市内業者の出資割合が100分の20以上あればよいとの理解で宜しいでしょうか。	建設 J Vにおける市内業者の出資割合が100分の20以上ではなく、設計業務及び工事の分担に関する協定で、市内業者が分担する業務等が、設計及び建設工事請負代金の100分の20以上相当になるようしてください。	
165	実施要綱	7	2. 2. 1 ⑤	SPC出資	別公募で実施する「送配水施設維持管理等業務委託」の受注者も本件のSPCに出資するということですが、その受注者と本件のグループとで協議をしないと資本金額も出資比率も決定することができません。提案書提出までに必須の調整ですが貴市はどのようにお考えでしょうか。ご教示ください。	SPCの出資金については、優先交渉権者の選定後に、送配水施設維持管理等業務委託の優先交渉権者と協議の上決定していただきます。協議により、提案書におけるSPCの資本金及び出資比率等が変更になることはやまえないと考えております。	
166	実施要綱	10	2. 3 本事業に係る事業		本事業の上限額は示されておりますが、最低制限価格は設定されておりますでしょうか。	最低制限価格は設定していません。	
167	実施要綱	10	2. 3	本事業に係る事業費	本事業の事業費の最低制限価格は設定されるのでしょうか。	最低制限価格は設定していません。	
168	実施要綱	15	4. 8. 4	提案書作成要領	「各提案書は分冊とし、」と記載されていますが、提案書の量により分冊にしなくてもよろしいでしょうか。また、分冊にする場合の決まりがありましたらご教示ください。	「8. 2 提案書提出時の提出書類」のとおりとしてください。分冊にする必要はありません。後日、修正版を提示します。	
169	実施要綱	15	4. 8. 4	提案書作成要領	応募者が特定されるような記載を行わないこととありますが、ここでいう応募者とは、「2. 2. 1 応募者の構成等」で定義される「グループ」名及び「構成員」の企業名のみが特定されてはならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
170	実施要綱	16	5. 1 (2)	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	「電子機器等は、応募者が準備すること」とありますが、これはパソコンやプロジェクターも応募者で準備するという理解でよろしいでしょうか。またスクリーンは水道部様にてご準備いただけるという理解でよろしいでしょうか。	プロジェクター (パソコンとの接続ケーブルを含む) とスクリーンは水道部にて準備しますので、パソコンは応募者で準備してください。	
171	実施要綱	16	5. 1 (3)	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	「提案書提出時に提出していない新たな資料等は使用できない」とありますが、これは提案書に記載していない新たな提案要素は使用できないということであり、提案書に記載している内容をプレゼンテーション用に体裁や表現を加工することは問題ないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
172	実施要綱	16	5. 1 (4)	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	プレゼンテーション参加者は5名以内となっており、説明会でも会場の都合で5名以内という説明をいただきました。ただし、グループ内でそれぞれの分野の専門性を有する者を参加させる必要があると思われるため、10名以内を要望しますがいかがでしょうか。	会場設営の制約がありますので、5名以内とします。	
173	実施要綱	17	6. 1	業務遂行管理責任者の選任	「現場代理人たる統括責任者を指し」とありますが、ここでいう現場代理人とは「維持管理の現場業務における責任者」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
174	実施要綱	17	5. 5	失格事項	「提案書記載価格が、実施要綱に示す事業費の上限額を超えている場合」とありますが、「2. 3 本事業に係る事業費」に示す「対象施設の設計、建設及び撤去に係る対価」及び「対象施設の維持管理に係る対価」の合計金額を超えていなければよいとの理解でよろしいでしょうか。	合計金額ではなく、それぞれの上限額ごとに判断します。	
175	実施要綱	18	6. 4	業務の再委託等	「本事業の実施にあたり、事業者は、・・・」とありますが、前項6. 3では「事業者 (SPC)」と記載されていますが、これらの違いは事業者＝構成員であり、事業者 (SPC) = SPC という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。SPCの構成員以外に再委託する場合の規定です。後日、修正版を提示します。	
176	実施要綱	18	6. 4	業務の再委託等	業務の再委託については、SPCから受注者が再委託をうける分については、事前の承諾は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。SPCの構成員以外に再委託する場合の規定です。後日、修正版を提示します。	
177	実施要綱	18	6. 4 業務の再委託等		「本事業の実施にあたり、事業者は、業務の全部を再委託することはできない。」とありますが、維持管理企業は再委託に該当しないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。SPCの構成員以外に再委託する場合の規定です。後日、修正版を提示します。	
178	実施要綱	18	6. 4	業務の再委託	事業者は業務の全部を再委託することはできないとなっておりますが、この事業者とはSPCのことでしょうか。もしこの事業者がSPCのことを指すのであれば、再委託しきれなかった業務は、SPC自ら行わなければならないのでしょうか。その場合、3頁(2) 浄水場維持管理業務のうちえてSPC自ら行うのはどのような業務が想定されますか。ご教示ください。	SPCの構成員以外に再委託する場合の規定です。後日、修正版を提示します。	
179	実施要綱	19	7. 1	事業契約に関する基本的な考え方	「・・・応募資格を欠くに至った場合、本市は優先交渉権者と事業契約を締結しない場合がある」とありますが、この場合は、実施要綱2. 2. 3の規定と同様に取り扱われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
180	実施要綱	19	7. 2 特別目的会社 (SPC) の設立		「受注者は、維持管理業務を実施するため、事業契約の締結前までに、～」とありますが、事業契約とは、基本協定を除く下記契約との理解で宜しいでしょうか。 ・ 設計及び建設工事請負契約 ・ 浄水場運転管理及び送配水施設維持管理等業務に関する基本契約 ・ 浄水場運転管理及び送配水施設維持管理等業務委託契約	ご理解のとおりです。	

実施要綱等に関する質問への回答一覧表

NO.	書類の名称	該当箇所			質問内容	回答
		ページ	項番	項目		
181	実施要綱	22	8.2 表8-2	提案書提出時の提出書類	表8-2の(9)提案書の電子データ一式(CD-R)の注釈※2にて、PDF形式にて提出とありますが、技術提案様式集に「Microsoft社製Excel(Windows版)の97-2003ファイル形式で提出してください。」との指示もあります。すべてのデータをPDF形式にて提出するほか、Excelのデータを添付するとの解釈でよろしいでしょうか？	提案書一式をPDF形式で提出してください。また、技術提案様式集のうち、「Microsoft社製Excel(Windows版)の97-2003ファイル形式で提出を求めている様式については、後日、指定様式のファイルを配布いたしますので、そちらを提出してください。
182	実施要綱	23	別紙1	リスク分担表 共通 制度関連 政治	政治リスクは3項目とも市の負担とされています。工事請負契約別紙5、運転維持管理業務委託契約別紙7においては政治リスクの項目は無いようですが、実施要綱別紙1の記載のとおり発注者が負担するとの理解で宜しい旨、ご確認をお願いいたします。	ご理解のとおりです。
183	実施要綱	23	別紙1	リスク分担表 共通 制度関連 行政指導	行政指導リスクは市の負担とされています。工事請負契約別紙5にはこの項目は無いようですが、実施要綱別紙1の記載のとおり発注者が負担するとの理解で宜しい旨、ご確認をお願いいたします。	ご理解のとおりです。
184	実施要綱	23	別紙1	リスク分担表 共通 制度関連 許認可の遅延	事業者が取得すべき許認可の遅延以外の許認可遅延のリスクは、市の負担とされています。工事請負契約別紙5、運転維持管理業務委託契約別紙7においては、かかる項目は無いようですが、実施要綱別紙1の記載のとおり発注者が負担するとの理解で宜しい旨、ご確認をお願いいたします。	ご理解のとおりです。
185	実施要綱	23	別紙1	リスク分担表 共通 その他 見学者の事故	実施方針に関する質問に対する回答No.170にて、既存施設の老朽化に起因して発生した事故等については貴市の負担であるとの回答がありますが、この理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
186	実施要綱	24	【別紙1】	リスク分担表 建設・用地	「事業用地の確保に関するもの」の負担者は市とされています。取水口から滝沢浄水場までの導水管敷設替えのため、現在の導水管横に新しい導水管を敷設する必要が出た場合、用地の取得は市の責任で行っていただくとの考えでよろしいでしょうか。	新設導水管の施工は、現有用地内での施工を考えている。
187	実施要綱	24	別紙1	リスク分担表 共通 不可抗力	不可抗力について、民間事業者に△***が付いており、欄外注釈に「要求水準に規定する範囲については事業者が負担するものとし・・・」とありますが、要求水準では不可抗力に関する事業者負担に関する記載がありません。これについては、事業契約に基づき市・民間事業者が各負担割合に応じて負担するとの理解でよろしいでしょうか。	地震時の耐震性能等、要求水準に規定されているものについては、要求水準の範囲内で事業者が負担していただきます。
188	実施要綱	24	別紙1	リスク分担表 計画・設計 測量・調査	遺産・遺跡の存在に関するリスクは市の負担とされています。工事請負契約別紙5においては、かかる項目は無いようですが、実施要綱別紙1の記載のとおり発注者が負担するとの理解で宜しい旨、ご確認をお願いいたします。	ご理解のとおりです。
189	実施要綱	24	別紙1	リスク分担表 計画・設計 各種負担金	「各種負担金」としてインフラ整備等の追加コストの発生のリスクは市の負担とされています。工事請負契約別紙5においてはかかる項目は無いようですが、実施要綱別紙1の記載のとおり発注者が負担するとの理解で宜しい旨、ご確認をお願いいたします。	ご理解のとおりです。
190	実施要綱	24	リスク分担表	建設 工事費の増大	リスク分担表の建設-工事費の増大で市の帰責事由による工事費増大の中に物価上昇による工事費増大は含まれるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
191	実施要綱	25	別紙1	リスク分担表 維持管理(滝沢浄水場新設施設) 原水の水質・水量	維持管理(滝沢浄水場新設施設)における原水の水質・水量変化のリスクは、市の負担(但し、要求水準に規定する範囲内においては事業者負担)とされています。運転維持管理業務委託契約別紙7においては、かかる項目は無いようですが、実施要綱別紙1の記載のとおり発注者と理解して宜しい旨、ご確認をお願いいたします。	ご理解のとおりです。
192	実施要綱	25	別紙1	リスク分担表 維持管理(滝沢浄水場既存流用施設) 施設の損傷	実施方針に関する質問に対する回答No.164にて、既存施設の損傷については、事業者の改良した部分(耐震補強した既設流用対象施設)の瑕疵については民間事業者負担であり、それ以外の瑕疵については貴市の負担であることが基本的な考えである旨が示されておりますが、この理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
193	実施要綱	25	別紙1	リスク分担表 維持管理(滝沢浄水場既存流用施設) 修繕費の増大	修繕費の増大が民間事業者の主負担とありますが、ここでいう修繕とは民間事業者が改良した既設流用対象施設の耐震補強部分に関してということであり、劣化による大規模な修繕が必要になった場合は事業者負担ではないとの理解でよろしいでしょうか。	既設施設を流用する場合は、事業期間内に発生する既設流用施設の大規模修繕及び耐震補強に係る全ての費用を「対象施設の設計、建設及び撤去に係る対価」として計上してください。したがって、維持管理上の支障から事業者の想定外の大規模な修繕が必要となった場合も事業者負担となります。
194	実施要綱	26	別紙1	リスク分担表 維持管理(既存施設) 施設の瑕疵	維持管理(既存施設)における施設の瑕疵については、市が主負担で民間事業者が従負担と記載しています。しかし、施設の瑕疵は、法律上、引渡時を基準に判断するものであるため、本件で既存施設が市から民間事業者に引き渡された時点で存在していた瑕疵については、民間事業者(SPC)は何ら関係を有しておらず帰責性がないため、民間事業者は一切責任を負わないと理解いたします。この点ご確認をお願いいたします。または、かかる既存施設の「瑕疵」につき何らか民間事業者がリスク負担をすべきとお考えであれば、その根拠と内容を具体的に示していただけますよう、お願い致します。	既存施設が市から事業者へ引き渡された時点で存在していた瑕疵については、事業者が責任を負うことはありません。事業者による工事及び維持管理業務において、既存施設に損傷を与えて瑕疵が生じた場合は事業者が責任を負うものとすることから、事業者を従負担としています。
195	実施要綱	26	別紙1	リスク分担表 維持管理(既存施設) 原水の水質・水量変化	維持管理(既存施設)における原水の水質・水量変化のリスクは、市の負担とされています。運転維持管理業務委託契約別紙7においては、かかる項目は無いようですが、実施要綱別紙1の記載のとおり発注者と理解して宜しい旨、ご確認をお願いいたします。	ご理解のとおりです。
196	実施要綱	26	別紙1 リスク分担表	維持管理(既存施設) 修繕費	修繕費が50万円を上回った場合は、市側が○となっておりますが、修繕費は修繕箇所ごとに見積もって決定するものと考えてよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、50万円以下の修繕費用については、契約書にて上限を約8,000万円(19年間)としています。
197	実施要綱	-			実施要綱において、受注者は、優先交渉権者との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
198	浄水場運転管理及び送配水施設維持管理業務等業務委託契約書(案)	1	第3条第2項	受注者の義務	受注者は、・・・ここに確認する」とありますが、実施要綱等公募資料、説明会、現場見学会および資料の閲覧において、情報およびデータを入手することが合理的に不可能な場合は発注者の責に帰すべき事由と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
199	浄水場運転管理及び送配水施設維持管理業務等業務委託契約書(案)	1	第3条第3項	受注者の義務	「また、受注者は、発注者が締結する住民協定等がある場合には、・・・」とありますが、現在市と住民の間で締結されている協定はありますか。ある場合は、開示いただきますようお願い致します。	住民協定はありません。
200	浄水場運転管理及び送配水施設維持管理業務等業務委託契約書(案)	2	第4条	発注者の責任	発注者の責任に、「発注者の責に帰すべき事由による実施要綱等の記載の不備等及び発注者の指示等に起因してSPCに追加費用や損害等が発生した場合は、発注者が合理的範囲でこれを負担する」ことを明記いただけますでしょうか。	契約協議で決定します。
201	浄水場運転管理及び送配水施設維持管理業務等業務委託契約書(案)	2	第4条第2項	発注者の責任	「提供する原水の水質及び水量について発注者が保証することを意味するものではない。」とありますが、水量及び水質の変動については実施要綱別紙1のリスク分担表によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
202	浄水場運転管理及び送配水施設維持管理業務等業務委託契約書(案)	3	第9条	規定の適用関係	規定の適用関係が明記されていますが、実施方針に関する質問に対する回答及び実施要綱等に関する質問に対する回答が含まれていません。これらについては、質問に対する回答がそれぞれの書類に記載される内容に優先するとの理解でよろしいでしょうか。	提示する修正版(最新)の内容を正とします。

実施要綱等に関する質問への回答一覧表

NO.	書類の名称	該当箇所			質問内容	回答
		ページ	項番	項目		
203	浄水場運転管理及び送配水施設維持管理業務等業務委託契約書(案)	3	第11条第5項	本件業務の内容	別紙7「リスクとその責任分担」と本契約書本文の間に齟齬があった場合には、本文の規定が優先すると理解して宜しいでしょうか、ご確認お願いいたします。	ご理解のとおりです。
204	浄水場運転管理及び送配水施設維持管理業務等業務委託契約書(案)	5	第18条	サービス対価の支払	「第34条(定期モニタリング)第2項の検査に合格したとき」とありますが、第34条(別紙1含む)には、発注者における受注者からの報告後のモニタリングに関する手続(所要日数など)が示されていませんが、発注者は検査及び可否の判定について不当に留保することはないという理解でよろしいでしょうか。 また、参考までに、現在の委託業務におけるモニタリングの平均的所要日数をご教示いただけますでしょうか。	前段：ご理解のとおりです。 後段：参考についてはお答えできません。
205	浄水場運転管理及び送配水施設維持管理業務等業務委託契約書(案)	5	第21条	再委託の届出	「第三者に委託又は請負わせる場合」とありますが、ここでいう第三者とは浄水場運転管理業務受注者および送配水維持管理業務受注者は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
206	浄水場運転管理及び送配水施設維持管理業務等業務委託契約書(案)	6	第28条	性能保証	「供給水量、水質及びその他の性能を保証するものとする。」とありますが、水量及び水質については、実施要綱別紙1の原水の水量・水質の変化によるもの理解でよろしいでしょうか。	計画1日最大給水量以内の供給水量及び業務要求水準書に示されている浄水水質の要求水準を保証していただきます。
207	浄水場運転管理及び送配水施設維持管理業務等業務委託契約書(案)	9	第4 3 条	3	(損害賠償) 第43条 「3 第53条(契約の解除)第1項に基づき発注者が本契約を解除した場合、発注者は、受注者は、当該解除がなされた～」とありますが、「発注者は、」は削除と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。齟齬については、後日、契約書(案)の第43条3項を修正します。
208	浄水場運転管理及び送配水施設維持管理業務等業務委託契約書(案)	10	第44条第4項	修繕工事	「修繕費の総額がこれを超える場合は、発注者と受注者が協議の上決定する。」とありますが、これは前項同様、本件業務委託の各年度の最終月に精算するものとする理解でよろしいでしょうか。	修繕費の総額が超過した場合は、その時点で発注者と受注者が協議の上で精算方法を協議します。なお、3項では本件業務委託の最終月に修繕費の精算を実施する旨を記載しています。
209	浄水場運転管理及び送配水施設維持管理業務等業務委託契約書(案)	10	第47条	不可抗力による損害	「暴風、豪雨・・・その他の自然的又は人為的な事象であって、」とありますが、今後発生する恐れのある放射能汚染についても同様に不可抗力に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
210	浄水場運転管理及び送配水施設維持管理業務等業務委託契約書(案)	10	第47条	不可抗力による損害	第47条で示される不可抗力の事象と、別紙12における不可抗力の定義における記載内容との間に齟齬があります。不可抗力の事象については、第47条に示される事象のとおりという理解でよろしいでしょうか。	別紙47条と別紙12に示す両方を不可抗力の事象として下さい。契約時に修正します。
211	浄水場運転管理及び送配水施設維持管理業務等業務委託契約書(案)	11	第5 3 条	1・7	(契約の解除) 「第53条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、特段の催告なく、本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、発注者は、本件業務の実施の必要がなくなったと認める場合には、60日以上前に受注者に通知の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。 (7) 受注者又は受注者の株主である各企業の一が、手形の不渡り又は支払の停止、若しくは破産手続、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、会社更生手続開始の申立て(以下「倒産手続開始申立て」という。)を行った時、又は第三者によって倒産手続開始申立てがなされ開始決定があったとき。」とありますが、維持管理企業でない株主が(7)となった場合、発注者と受注者が協議の上決定するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
212	浄水場運転管理及び送配水施設維持管理業務等業務委託契約書(案)	11	第50条	物価の変動及び水量変動等に対する措置	第50条は、タイトルには「水量変動等」が入っていますが、本文中にはかかる規定がないため、別紙7の記載に対応する規定を置いていただけますよう、お願いいたします。	後日、契約書(案)の第50条にかかる規定を追記します。
213	浄水場運転管理及び送配水施設維持管理業務等業務委託契約書(案)	12	第53条(7)	契約の解除	受注者の株主である各企業の一が、倒産等となった場合には、特段の催告なく解除されるとのことですが、市民への水の供給を円滑に継続させるために、貴市との協議の上、残りの構成員にて代替企業を探す等の措置をとる期間を設けていただけないでしょうか。	契約協議で決定します。
214	浄水場運転管理及び送配水施設維持管理業務等業務委託契約書(案)	13	第56条	瑕疵担保	「発注者は、受注者に対して当該瑕疵の補修を請求することができる。」とありますが、SPCは事業終了後も1年間存続させる必要があるとの理解でしょうか。	SPCを存続させる必要はありませんが、SPCの構成員で当該瑕疵の補修に対する負担をしていただきます。
215	浄水場運転管理及び送配水施設維持管理業務等業務委託契約書(案)	14	第66条3項	紛争の解決	専属管轄裁判所の指定は支部についてはできませんので、「福島地方裁判所」としていただけますよう、お願いいたします。	契約時に修正します。
216	浄水場運転管理及び送配水施設維持管理業務等業務委託契約書(案)	30	別紙7	リスクとその責任分担表	既に発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所の放射性物質漏洩事故に起因する放射能汚染によるもの以外に、仮に今後、福島第一原子力発電所又はその他の原子力発電所に事故が発生し、これに起因して放射能汚染が生じた場合も、民間事業者が取れるリスクではないため、市のリスク負担と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
217	浄水場運転管理及び送配水施設維持管理業務等業務委託契約書(案)	35	【別紙9】維持管理業務 サービス対価の支払方法等		【別紙9】維持管理業務 サービス対価の支払方法等・維持管理費の構成・表1-1 維持管理費の構成の物価変動の指標において、⑧は全て⑦との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。齟齬については、後日、表1-1を修正します。
218	浄水場運転管理及び送配水施設維持管理業務等業務委託契約書(案)	37	別紙9 1	維持管理費の構成	表1-1に維持管理費の構成が示されており、表中の物価変動の指標に⑧とありますが、表4-1に⑧は存在しておりません。整合をお願いいたします。	表1-1の⑧は全て⑦です。齟齬については、後日、表1-1を修正します。
219	浄水場運転管理及び送配水施設維持管理業務等業務委託契約書(案)	44	別紙11 3	サービスの対価の減額等	水質に関する項目の減額ポイントが設定されています。ここでレベル4は「業務要求水準書に示す浄水水質要求水準値を達成できない場合」とありますが、これは要求水準書別紙6の水道水質基準項目が対象という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
220	浄水場運転管理及び送配水施設維持管理等業務に関する基本契約書(案)	4	4条	1・2項	政府による成長戦略(日本産業再興プラン)の一環として、多様な民間資金の活用を図るべく、PFIにおけるSPC株式の譲渡を促進する方針が先のPFI契約ガイドラインの見直しにおいて明確に示され、具体には、建設後一定期間経過後に建設企業のSPC持分株式を譲渡できる旨を事業契約上に明記する等の記載もなされておりますが、本事業においても、SPCが事業者選定の前提とされた履行能力と同等の履行能力を有することを前提に、出資条件の範囲において、かかる建設後一定期間経過後の建設企業によるSPCの持分株式譲渡をお認めいただけるという理解でよろしいでしょうか。	契約協議で決定します。
221	浄水場運転管理及び送配水施設維持管理等業務に関する基本契約書(案)	5	5条1・2・5項	SPCの支援等	出資会社による連帯を規定する箇所がございますが、SPCは独立した一つの事業体ですので、本来はSPCそのものに対する財務改善命令等になるべきかと存じます。また、仮に出資会社の責任を問われる場合であっても、SPCへの追加出資等各種支援方法の決定は、あくまで出資会社間での調整によって決定されるべき事項と存じますので、一連の「連帯」の文言を削除いただけないでしょうか。	契約協議で決定します。
222	浄水場運転管理及び送配水施設維持管理等業務に関する基本契約書(案)	3	第5条1項	SPCの支援等	受注者は、「送配水施設維持管理等業務」については応募しておらず、よって、かかる業務を行うことはなく、そのための体制も整えないため、これについてSPCを連帯して指導することは不可能です。よって、「連帯してSPCを指導し」は浄水場運転管理業務のみを対象とすると理解しましたが、この旨ご確認下さい。	契約協議で決定します。
223	浄水場運転管理及び送配水施設維持管理等業務に関する基本契約書(案)	4	第5条2項	SPCの支援等	受注者は、「送配水施設維持管理等業務」については応募していないため、これを行う権利も義務も有しておりません。仮にSPCが発注者に損害賠償責任及び違約金支払義務を負ったとしても、送配水維持管理業務受注者の帰責事由により契約解除に至った場合に、受注者が損害賠償責任及び違約金支払義務を連帯して保証するのは酷であると考えます。 浄水場運転管理業務の受注者については、「連帯して保証する」は浄水場運転管理業務のみを対象とすること(送配水施設維持管理業務の受注者については、送配水施設維持管理業務のみを対象とすること)としていただくことをご検討下さい。	契約協議で決定します。
224	浄水場運転管理及び送配水施設維持管理等業務に関する基本契約書(案)	8	8条2項	補償	本件株式等又はその処分についての紛争は、正に当該本件株式等にかかる出資会社が解決すべきであり、そこから生じた一切の損失は当該出資会社が負うべきところであり、SPCに連帯責任を負わせることは過酷であります。SPCの連帯に係る文言を削除いただけないでしょうか。	契約協議で決定します。
225	浄水場運転管理及び送配水施設維持管理等業務に関する基本契約書(案)	6	第11条	準拠法及び裁判管轄	専属管轄裁判所の指定は支部についてはできませんので、「福島地方裁判所」としていただけますよう、お願いいたします。	契約時に修正します。
226	設計及び建設工事請負契約書(案)	15	第15条5	本施設の設計	受注者(設計企業と工事企業の連名)から更に設計業務部分を100%設計企業(受注した設計企業)に委託する場合は、再委託にはならないと理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
227	設計及び建設工事請負契約書(案)	16	第39条1項	不可抗力による損害	本条項では、不可抗力により、工事目的物、架設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じた時につき規定していますが、不可抗力により、これら以外の損害が生じることも考えられますが、そのような場合には本条項が準用されると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施要綱等に関する質問への回答一覧表

NO.	書類の名称	該当箇所		質問内容	回答	
		ページ	項番			項目
228	設計及び建設工事請負契約書(案)		第53条(2)	発注者の解除権	「その責」とありますが、「受注者の責に帰すべき」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
229	設計及び建設工事請負契約書(案)		第56条	1	「第56条 受注者は、第53条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、本契約による請負代金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。」とありますが、「発注者が契約を解除するか否かにかかわらず」は、「発注者が契約を解除した場合」の間違いでしょうか。	契約解除しない場合も想定しています。
230	設計及び建設工事請負契約書(案)	別紙5	別紙5	リスクとその責任分担	本契約は、本文中で別紙5に言及した規定がなく、別紙5の位置づけが不明確となっておりますので、本文中で別紙5につき規定していただけますよう、お願い致します。	別紙5は設計・建設におけるリスク分担として捉えて下さい。
231	設計及び建設工事請負契約書(案)	別紙5	別紙5	リスクとその責任分担	「住民対応」の欄は、「本事業に対する……要望等」は受注者のリスク負担とし、「受注者の工事に関する……要望等」は発注者のリスク負担としています。が、これらは逆ではないかと存じますが、ご確認をお願い致します。	契約時に修正します。
232	設計及び建設工事請負契約書(案)	別紙5	別紙5	リスクとその責任分担 「社会、住民対応」	「本事業に対する、又は発注者の要求に起因する・・・要望等」の損失リスク負担は発注者であり、「受注者の工事に関する・・・要望等」の損失リスク負担は受注者ではないでしょうか。	契約時に修正します。
233	設計及び建設工事請負契約書(案)	別紙5	リスクとその責任分担	区分：社会 住民対応	「本事業に対する、または発注者の要求に起因する住民の反対運動、訴訟、苦情、要望等」のリスク負担が受注者で『受注者の工事に関する住民の反対運動、訴訟、苦情、要望等』のリスク負担が発注者となっておりますが逆では無いでしょうか。	契約時に修正します。
234	設計及び建設工事請負契約書(案)	別紙5	別紙5	住民対応	別紙5最終頁の住民対応の項目で、損失リスク負担者の○が上段と下段で逆になっています。(発注者の起因で受注者が損失リスク負担者に、受注者の工事に関するものの損失リスク負担者が発注者になっています。)	契約時に修正します。
235	設計及び建設工事請負契約書(案)	別紙5	別紙5	リスクと責任分担	「社会・住民対応・本事業に対する、または発注者の要求に起因する住民の反対運動、訴訟、苦情、要望等」において、損失リスク負担が、発注者：－ 受注者：○となっておりますが、発注者：○ 受注者：－と思いますが、このような理解でよろしいでしょうか。また、「社会・住民対応・受注者の工事に関する住民の反対運動、訴訟、苦情、要望等」において、損失リスク負担が、発注者：○ 受注者：－となっておりますが、発注者：－ 受注者：○と思いますが、このような理解でよろしいでしょうか。	契約時に修正します。
236	設計及び建設工事請負契約書(案)	別紙5	別紙5	事故・災害 放射能汚染対策	東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に起因するものは発注者負担とありますが、この他にも受注者の責によらない放射能汚染は発注者負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
237	設計及び建設工事請負契約書(案)	別紙5	別紙5	リスクとその責任分担 物価変動	物価に伴う価格変動リスクは発注者受注者間で協議の上処理するようになっており、リスク負担は発注者、受注者共に○になっておりますが、これについては35条に基づくものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。